

第4章

河川・みなと振興課

1. 業務の概要

河川・みなと振興課の主な業務は、市内を流れる準用河川・普通河川および市街化区域外を流れる排水路の新設・改良・維持補修・災害復旧・管理です。

近年では、河川にやすらぎや、うるおいを求めようとする市民のニーズにこたえるべく河川環境の整備及び保全について国土交通省、県、関連部署、地域住民等と協議を行いながらハード、ソフトの両面での取り組みを進めています。

また、東日本大震災の被災や南海トラフを震源とする巨大地震の発生予想が公表されたことなどにより、「安全・安心に暮らせるまちづくり」の取り組みを進めるなか、河川や急傾斜地などに対する防災対策業務の需要が増える傾向にありますが、限られた予算の中で適切に対応していくためには、減災に向けたソフト面の取組が有効であると考えています。

このほか、水防・砂防・港湾等に関する業務と併せて、大分川大野川改修促進同盟会・乙津川環境整備事業促進期成会などの外郭団体の事務局として、各団体の活動に関する業務も行っています。

2. 施策の方向

都市化の進展は、宅地化による流出量の増加や、山林や農地の減少に伴う保水能力の低下をもたらし、台風や長雨が続くと以前と同様の降水量であっても、流出量の増加により河川の氾濫・崩壊や浸水、崖崩れ等により被害が発生しやすい状況となっています。

市民の貴重な生命と財産を災害から守るためには、河川改修工事をはじめ浸水対策事業や砂防工事は急務であると考えます。

本市が管理する準用河川や普通河川等について、計画的な改修、整備を進めるとともに、国や県が管理する河川についても、国土交通省や大分県と協議を行いながら、河川改修や整備の早期実現に向け働きかけを行うほか、防災施設の整備等災害の未然防止に努めているところです。

また、近年では、気候変動が要因と考えられる記録的な豪雨が頻発し、全国各地で被害が発生していることから、こうした気候変動に適応するための対策や、減災に向けた取組みが改めて求められています。

一方で、河川を整備管理するための予算確保については、今後も厳しいことが見込まれています。多大な費用を伴う河川整備などのハード事業については、短期間で実現することが困難であり、このような中、被害を最小限にとどめるためには、減災に向けた取組として洪水や土砂災害ハザードマップなどの防災情報の提供や危機管理体制の構築などのソフト事業が効果的であり、こうした取り組みを現在積極的に進めています。

これまで河川については、治水、利水を目的として整備や管理が求められてきましたが、河川空間が人に安らぎを与えるとともに、生物の生息・生育が行われる貴重な自然環境であることから、法律が改正され、河川空間の整備と保全が求められることとなりました。市が行う河川改修事業も従来の治水にプラスして周囲の自然環境や生態系にも考慮した、河川整備を目指しています。

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

さらに、河川空間を市民のうるおいとやすらぎの場として活用するために、河川管理者と協力し、河川堤防における桜づつみ（植樹堤防）の創出や、川の清水を利用した自然型プールである河原内川河川プールの運営・管理、乙津川の「水辺の楽校」周辺を、より市民に親しまれる場所にするための「美しい水辺づくり事業」等、環境美化・水質保全・自然保護の観点から、河川敷の有効活用についての取り組みも進めています。

このように河川行政も単なる川づくりから、豊かな自然と共存しながら快適で安全な生活環境を確保していくための都市づくりの一環としての川づくりへと移行してきています。



河原内川河川プール

3. 施策の概要

（1）河川及び排水路の改修、整備事業

河川改修事業においては、まず治水への考慮が必要ですが、近年では、治水だけではなく周辺の生態系などの環境にも配慮した川づくりを進めています。

準用河川改修事業

準用河川の改修については、これまで国の補助（補助率1/3）を受けながら、改修を進めてきており、平成19年度に馬入川の改修が完了しました。

改修状況は次のとおりとなっています。

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

指定河川数	全 体 計 画	
17河川	指定河川延長	17,159.1m
	改修計画延長	12,914.6m
	改修済延長	11,181.6m
	改 修 率	86.6%
	そ の 他	平成19年度 馬入川改修事業完了

内水対策事業

大分川・大野川の内水による浸水地域に対し、地区住民の安全で快適な生活環境を確保するため、国土交通省や大分県等の関係行政機関相互の連絡調整と、内水対策事業の推進にも取り組んでおり、平成22年度には光吉谷川流量調整施設が完了しました。事業内容は次のとおりです。

施 設 名	事業年次	事 業 内 容	
光吉谷川流量調整施設	平成19年度 ～ 平成22年度	事業費	231,031千円
		事業概要	調整池整備
		用 地	A=21,941 m ²
		補 償	2件
		そ の 他	



光吉谷川流量調整施設

浸水対策事業

近年では市街化区域外の低地において浸水対策事業にも取り組んでおり、過去5年間における実施状況は次のとおりとなっています。

地区名	計画年次	全体計画		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		事業費						
野津原地区	平成 17 年度 ～ 令和 元年度	事業費	1,241,422 千円	119,075 千円	15,310 千円	6,284 千円	事業終了	
		施工延長	L=1,360m	L=328.0m		L=29.6m		
		用地	A=8,215 m ²					
		補償	18 件	1 件				
		その他	水路トンネル 橋梁 1 基 管理橋 1 基	旧河川整備 測量試験費				
佐賀関馬場地区	平成 17 年度 ～ 令和 8 年度	事業費	1,457,387 千円	140,380 千円	95,929 千円	25,196 千円	72,921 千円	59,631 千円
		施工延長	L=2,960m	L=76.1m	L=206m	L=166.5m	L=30m	L=320m
		用地	A=11,075 m ²					
		補償	16 件	2 件		2 件	1 件	
		その他	樋門 1 基 分水施設 2 基	測量試験費	測量試験費			



野津原地区浸水対策事業

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

普通河川改修事業

普通河川についても、起債事業として改修を進めており、市街化区域外の水路（排水路、暗渠を含む）について、平成10年度より維持改修を行っています。
過去5年間における実施状況は次のとおりとなっています。

河川名	計画年次	全体計画		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		事業費						
猿喰川	平成27年度 ～ 令和4年度	事業費	305,891千円	25,054千円	128,385千円	16,241千円	52,537千円	37,362千円
		施工延長	L=264m			L=114.6m	L=53.8m	
		用地	A=1,606㎡			A=40㎡		
		補償	1件		1件			
		その他	JR工事委託	JR工事委託	JR工事委託			
金谷川	平成28年度 ～ 平成30年度	事業費	34,055千円	3,721千円	28,428千円	事業終了		
		施工延長	L=28.1m		L=28.1m			
		用地	A=700㎡	A=700㎡				
		補償	2件		2件			
		その他	通路橋2基		通路橋2基			
宮尾川	平成30年度 ～ 令和8年度	事業費	324,276千円		19,876千円	6,100千円	24,694千円	24,694千円
		施工延長	L=600m			L=100m	L=116m	L=132.5m
		用地	A=555.4㎡					
		補償						
		その他	橋梁1橋		測量試験費			
大谷川	平成30年度 ～ 令和4年度	事業費	69,354千円		4,754千円	10,296千円	15,523千円	15,523千円
		施工延長	L=110m			L=23m	L=30m	
		用地						
		補償	2件			2件		
		その他			測量試験費			
中尾川支川	令和2年度 ～ 令和5年度	事業費	164,504千円				3,410千円	5,534千円
		施工延長	L=135m					
		用地						
		補償						
		その他					測量試験費	測量設計費



猿喰川改良事業

維持改良工事及び浚渫・草刈等委託事業

市内を流下する準用河川・普通河川及び市街化区域外の排水路については、市民からの要望等に基づき随時、維持改良工事や浚渫、草刈等を河川維持のため、必要に応じて実施しています。また、準用河川については河川施設を毎年点検し、計画的な予防保全型の維持管理を実施するなか、安全性・機能性の保全に努めています。

過去5年間における河川の維持改良工事の状況及び浚渫、草刈等の委託状況は次のとおりとなっています。

区 分 年 度	維持改良工事		浚渫・草刈等委託		計
	件数	事業費	件数	事業費	
平成 29 年度	82 件	82,761 千円	50 件	22,655 千円	105,416 千円
平成 30 年度	85 件	110,461 千円	114 件	57,041 千円	167,502 千円
令和元年度	106 件	100,189 千円	110 件	49,967 千円	150,156 千円
令和 2 年度	71 件	85,414 千円	103 件	47,421 千円	132,835 千円
令和 3 年度	56 件	73,340 千円	82 件	45,484 千円	118,824 千円

（2） 河川環境整備事業

市内を流下する 1 級河川大分川、大野川、乙津川、七瀬川、判田川の河川敷は、都市内に残された貴重な空間であり、市民のうるおいと、やすらぎの場として活用するための、スポーツ施設や親水公園等の設置の計画がすすめられ、河川の複合的活用が図られています。

平成6年度から平成12年度にかけて、舞鶴橋から弁天大橋までの大分川左岸800mを建設省のラブリバー事業の一環として整備を行い市民に憩いの場として提供しました。大野川においても、鶴崎橋下流右岸河川敷の整備が計画され、平成13年度に事業を完了しました。

■ 乙津川環境整備事業整備状況

区分 年度	場所	整備状況	整備箇所数
昭和57年度 ～ 平成19年度	堂園左岸	水辺の楽校	6ヶ所
	堂園右岸	スポーツ公園	
	高田橋右岸・堂園左岸	グラウンド	
	別保左岸・横尾左岸		

※水辺の楽校は河川・みなと振興課、スポーツ公園は公園緑地課、グラウンドはスポーツ振興課が管理しています。

美しい水辺づくり事業

平成22年度から平成25年度までアントレプレナーシップ事業として取組まれてきた「美しい水辺づくり事業」を、平成26年度より、河川・みなと振興課事業として引き継いでいくこととなりました。

環境美化・水質保全・自然保護の観点から、乙津川の「水辺の楽校」周辺を、より市民に親しまれる場所にするために、「水辺の楽校」の利活用を図る取組みを地域の団体と協働により実施しています。

- ・「乙津川水辺の楽校」自然植物観察園の整備



■ 野鳥観察案内板設置状況

年度	区分	設置箇所	設置箇所数
平成4年度 ） 平成12年度		国分橋下流右岸、広瀬橋下流右岸 小野鶴橋下流左岸、明礮橋下流左岸 舞鶴橋上流左岸、海原橋上流左岸	6ヶ所

（3）河川災害復旧事業

例年襲ってくる台風や長雨は、市内各地で河川の氾濫・決壊をひきおこし、市民の生命や財産をおびやかす市民生活の安定や社会経済に大きな影響を与えています。

本市においては、これらの災害を未然に防ぐため、河川の改修、整備をすすめているものの、大多数の河川は未改修の状態にあり、台風、長雨による影響は否めないものになっています。

これら河川等の公共施設に係る災害の早期復旧は行政の責務であり、本市も国の補助（補助率2/3）を受けながら復旧に努めているところです。

（４）河川管理業務

河川占用

市内を流れる河川は、「河川法」、「国有財産法」、「大分市普通河川取締条例」、及び「大分市河川占用、使用及び採取料条例」、「大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例」等に基づき管理されており、これらにより河川の占用申請等に対して許可がなされたものについて、河川占用料の徴収が行われています。

過去5年間における河川占用申請件数、及び河川占用料調定額の推移は次のとおりとなっています。

■ 河川占用申請件数年度別推移

（単位：件）

区分		年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
普通河川	通路橋等 （無料）		2 (2)	5 (3)	7 (4)	4 (3)	4 (4)
	排水管等 （無料）		10	13	20 (17)	13 (13)	14 (11)
準用河川	通路橋等 （無料）		0	0	0	1 (0)	0
	排水管等 （無料）		1	2	4 (3)	2 (2)	1 (1)
法定外公共物水路	通路橋等 （無料）		1 (1)	18 (7)	20 (8)	30 (18)	18 (11)
	排水管等 （無料）		5 (5)	24 (24)	24 (24)	14 (14)	22 (21)
その他					1		6
計			19	63	76	64	65

■ 河川占用料調定額年度別推移

（単位：円）

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
普通河川		696,190	708,384	709,952	704,720	714,682
準用河川		800,070	801,143	804,139	800,140	800,140
法定外公共物水路		181,413	2,177,479	2,708,453	2,406,769	2,476,574
その他			1,915,461	1,915,350	1,915,350	1,915,350
計		1,677,673	5,602,467	6,137,894	5,826,979	5,906,746

開発協議

大型団地等の開発計画が開発建築指導課を通じて河川・みなと振興課に協議されます。

河川・みなと振興課では、雨水や雑排水等の放流先となる河川について断面検討などを行い、開発行為者に対して、各種の条件を付して、開発行為の同意を与えています。

過去5年間における開発協議の受付け状況は次のとおりとなっています。

■ 開発協議の年度別受付状況

（単位：件）

年度 \ 区分	事前協議	変更協議	計
平成 29 年度	10	0	10
平成 30 年度	18	1	19
令和元年度	28	3	31
令和 2 年度	16	1	17
令和 3 年度	22	0	22

境界立会

河川・みなと振興課では随時、準用河川及び普通河川における河川・みなと振興課管理地と民地との境界について、境界立会を行っており、字図をもとに当事者間で協議の上、境界の確認を行っています。

過去5年間における境界立会の実施件数は次のとおりとなっています。

■ 境界立会年度別実施状況

（単位：件）

年度 \ 区分	確認書の交付を行うもの	その他	合計
平成 29 年度	5	4	9
平成 30 年度	6	30	36
令和元年度	8	48	56
令和 2 年度	4	42	46
令和 3 年度	7	33	40

（５） 建築確認申請に伴う放流先の確認

建築確認申請に伴う放流先の確認は、準用河川・普通河川及び都市下水路、水路に放流するものについての確認を行っています。また、地すべり防止区域・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域についても確認も行っていきます。

（６） 水防業務

本市では、洪水や津波、高潮による水災を警戒・防御し、被害を軽減するため、水防法第 33 条の規定に基づき、関係機関が行う業務の内容、役割分担、連絡系統などを定めた「大分市水防計画」を策定しています。

水災が発生、又は発生する恐れがある場合には、大分市水防本部を設置し、河川管理者からの水位等の情報提供をもとに、水門等操作委託を行っている大分市消防団に対し、水門等操作員の待機・出動指示を行います。また、河川管理者から水防警報の通知を受けたときは、消防機関及び関係機関に連絡を行い、必要に応じて消防団の非常配備と水防活動を行います。

平常時には、国・県・市等の関係機関による出水時の情報伝達訓練の実施、大分市消防団を対象に水門等説明会及び水門等一斉点検の実施、大野川防災センターほか市内 10 箇所に設置している水防倉庫の保守管理と水防資器材の備蓄を行うと併に、洪水ハザードマップの配布や住民参加による水防訓練の実施等により市民の防災意識向上に努めています。

また、平成 29 年 6 月に施行された水防法の改正により、河川管理者である国・県、流域市、気象台からなる「大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」が新たに設置され、今後 5 年間で達成すべき目標を定め、減災のための取組を始めています。

なお、過去 5 年間における委託水門数の年度推移は次のとおりとなっています。

■ 委託水門件数年度別推移

（単位：件数）

年度 \ 区分	国管理 (国土交通省)	県管理	市管理	計
平成 29 年度	95	41	73	209
平成 30 年度	100	41	73	214
令和元年度	108	42	73	223
令和 2 年度	108	42	73	223
令和 3 年度	105	42	76	223

（7） 砂防事業等

急傾斜地崩壊対策事業

本市では、大分市地域防災計画の中で位置づけられている災害危険予想箇所（地すべり危険箇所・土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所）の災害防止工事の施工について、県及び地権者との協議をすすめています。

協議により用地問題（寄付）等の工事施工に関する諸問題が解決された地区については、県に対して砂防区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定と砂防堰堤等の築造や急傾斜地崩壊対策事業の早期着工を要請しています。

過去5年間における急傾斜地崩壊対策事業（事業主体は県）の施工状況、それに伴う負担金の支払い状況（地方財政法27条）は次のとおりとなっています。

■ 急傾斜地崩壊対策事業施工状況

年度	区分	施工場所
平成 29 年度		湛水地区・国分新町地区・2号長水地区(公共) 下迫南地区・宮尾地区・仲西町1丁目地区・下八幡地区・白木地区・生石地区(単独)
平成 30 年度		湛水地区・国分新町地区・2号長水地区・2号廻栖地区(公共) 下迫南地区・宮尾地区・仲西町1丁目地区・東八幡地区・井ノ谷地区・生石地区(単独)
令和元年度		湛水地区・国分新町地区・2号長水地区・田原地区・西脇地区(公共) 下迫南地区・宮尾地区・仲西町1丁目地区・国分新町地区・谷ヶ迫地区・釜本地区・大園D地区・下白木地区(単独)
令和2年度		湛水地区・2号廻栖・田原地区・大園C地区・生石地区・西脇地区・関地区(公共) 宮尾地区・谷ヶ迫地区・釜本地区・大園D地区・国分新町地区・寒田北町4丁目地区・2号長水地区・餅田地区・牧地区・2号永興地区・白木地区(単独)
令和3年度		湛水地区・2号廻栖地区・田原地区・大園C地区・関地区・田ノ浦⑩地区・御幸1地区・一尺屋上浦地区・角子原地区・旦那原⑤地区・上宗方①地区・伊予床⑥地区・中下②地区・下白木地区(公共) 宮尾地区・谷ヶ迫地区・釜本地区・寒田北町4丁目地区・平横瀬地区・南太平寺地区・宮尾(平田)地区・白木地区・2号上野丘西地区・小浜地区・駄ノ原地区・関1,2地区(単独)

■ 県工事負担金年度別推移

(単位：千円)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
負担金額		42,961	24,150	48,450	59,400	79,340

大分市既成宅地防災工事等助成事業

県が実施しています急傾斜地崩壊対策事業は、人家5戸以上を対象とし、5戸未満の危険箇所は今まで、放置されていたことから、平成18年6月1日より、5戸未満を対象とした「大分市既成宅地防災工事等助成要綱」を制定し、平成19年度より事業を施行しています。

助成要綱の概要は、崖地の高さおおむね5m以上、傾斜度30度以上で、現に居住の用に供しているものです。助成金の額は、対象戸数5戸未満で、助成率10分の8、1戸当たり600万円を限度とし、毎年4月1日から10月31日まで申請受付をしています。

過去5年間における大分市既成宅地防災工事等助成事業の助成状況は次のとおりとなっています。

■ 大分市既成宅地防災工事等助成状況

(単位：件)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成件数	1	4	0	1	2



(8) 雨水貯留施設設置補助事業

雨水の流出を抑制や、水資源としての雨水の有効利用を推進し、自然と人間の共生する環境循環型社会の構築に資することを目的に、雨水貯留施設を設置するために要した経費の一部を補助する事業を実施しています。

補助の対象となる施設の要件は、雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留するための構造を持っていること、容量が100リットル以上のものであること、設置から5年以上使用できると認められること、雨水貯留タンクにあっては雨水貯留用又はローリータンクとして市販されており、浄化槽転用雨水貯留施設にあってはポンプ設備を有していることなどです。

補助金の額は、経費の2分の1とし、雨水貯留タンクは25,000円、浄化槽転用雨水貯留施設の設置は50,000円を上限としています。

（9）海岸・港湾事業

海岸・港湾事業についてはその事業主体は県にあり、本市は「地方財政法 27 条」の規定に基づき県の施行する海岸・港湾事業に対して負担金を支払っています。

併せて、日本港湾協会をはじめ大分港清港会等港湾関係の団体に加盟し、理事会、総会へ出席する中、海岸・港湾に関する情報収集や清掃活動に参加し、また瀬戸内海の路ネットワーク事業等にも参画する等各方面で活動を行っています。

また、平成 29 年度からは、国直轄による「大分港海岸直轄海岸保全施設整備事業」が着工されたことに伴い、検討委員会に事務局として参加のほか、港湾関連会議へ積極的に参加するなど、予算確保に向けた要望活動等も実施しています。

過去 5 年間における海岸・港湾に関する事業の施工状況及びそれに伴う負担金の支払い状況は次のとおりとなっています。

■ 海岸・港湾事業施工状況

区分 年度	施工場所
平成 29 年度	西大分地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修延命化対策)、住吉地区(改修重要港湾)
平成 30 年度	西大分地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修統合補助)、住吉地区(改修重要港湾)、大在地区(改修統合補助)、乙津地区(改修統合補助)、田ノ浦地区(海岸改修)
令和元年度	西大分地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修統合補助)、住吉地区(改修重要港湾)、大在地区(改修利用高度化)、乙津地区(改修統合補助)
令和2年度	大在西地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修利便性向上)、住吉地区(改修重要港湾)、西大分地区(改修利便性向上)、乙津地区(改修延命化対策)、鶴崎地区(改修延命化対策)、大在地区(改修延命化対策)
令和3年度	大在西地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)(改修延命化対策)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修延命化対策)、住吉地区(改修重要港湾)、乙津地区(改修延命化対策)

■ 県工事負担金年度別推移

(単位：千円)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
負担金額		57,025	51,125	100,310	288,835	315,749

（10） 砂利採取計画認可申請に係る協議

砂利採取計画の認可申請について、認可権者の大分県知事から意見の照会があった場合、河川・みなと振興課が窓口となり、関係各課の意見を集約のうえ、県に回答しています。

過去5年間における意見照会の件数状況は次のとおりとなっています。

■ 砂利採取計画認可申請に係る協議受付状況

（単位：件）

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
平成30年度	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6
令和元年度	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5
令和2年度	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
令和3年度	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3

（11） 河川・みなと振興課が事務局を持つ外郭団体

大分川・大野川改修促進同盟会

大分川、大野川の改修及び整備を促進するための財源確保や予算拡大を図る目的で組織された団体で、国や関係行政団体等に積極的な要望活動等を行っています。

乙津川環境整備事業促進期成会

乙津川の環境整備を促進し、清らかな水と、魚すむ緑豊かな河川を市民に提供することを目的とし、河川改修や環境整備について、河川管理者である国土交通省へ要望を行うほか、乙津川の美化活動や小中学生を対象とした自然体験学習を通じて河川愛護や自然環境保全の思想の普及を行っています。鶴崎地区の自治会、商工会議所、各種団体、企業の代表及び学識経験者等で構成されています。

（12） 防災ハザードマップ

洪水ハザードマップ

近年、記録的な集中豪雨等による河川の氾濫が頻発しており、全国各地で浸水被害が多発しています。このような被害をできる限り軽減するためには、市民等が日頃から自分が暮らす地域にはどのような水害リスクがあるのかを認識し、いざというときに的確かつ迅速な避難行動がとれることが重要です。

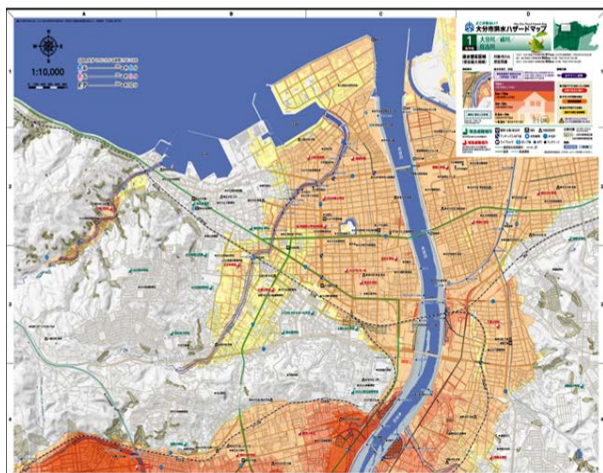
本市では、平成19年度に国や県が作成した「浸水想定区域図」を基に「洪水ハザードマップ」を作成し、対象地域に約8万4千枚を配布しました。

その後、平成27年度の水防法改正により、「想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域」が新たに公表されたことから、平成30年度から洪水ハザードマップの全面的な更新を行い、令和元年8月に対象地域に約16万枚を配布しました。

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

現在、市のホームページにマップのデータを掲載し、インターネットを通じて参照できるほか、「おおいた洪水ハザードアプリ」を制作し、携帯端末で浸水データや緊急避難場所等の防災情報が取得できるようにしています。

また、防災危機管理課作成の「わが家の防災マニュアル（風水害編）」にも洪水ハザードマップを掲載し、令和元年9月に全戸配布しました。



洪水ハザードマップ

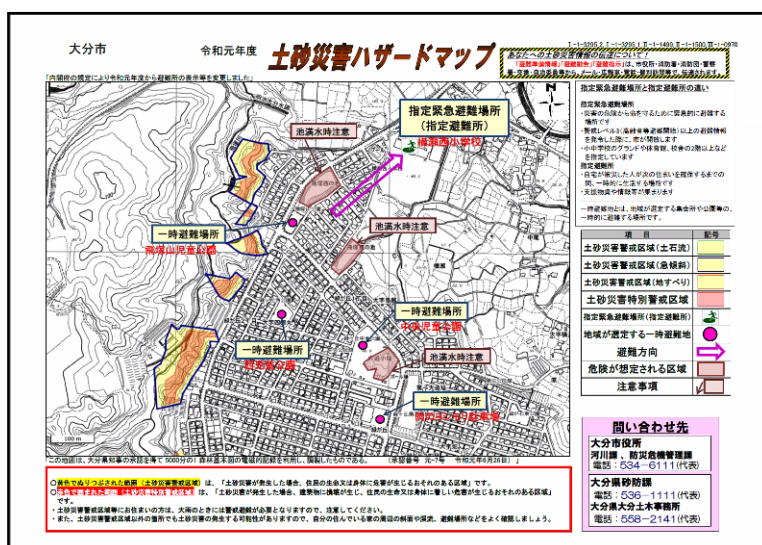


おおいた洪水ハザードアプリ

土砂災害ハザードマップ

令和3年度に、土砂災害防止法に指定された17区域について、土砂災害危険区域等の範囲や避難場所、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向など、土砂災害時に円滑かつ迅速に避難確保に必要な事項を記載した「土砂災害ハザードマップ」を作成し、対象となる区域の各世帯に配布しました。

また今後も、大分県による土砂災害危険区域等が指定されたのち、随時「土砂災害ハザードマップ」を作成し、市民へ周知等を行うようにしています。

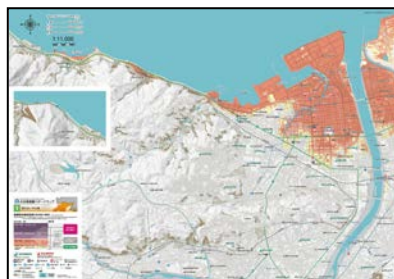


土砂災害ハザードマップ

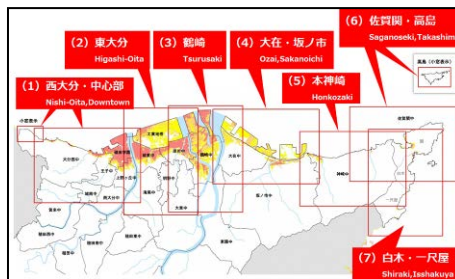
高潮ハザードマップ

令和3年6月に県が新たに指定・公表された、高潮浸水想定区域を基に、緊急避難場所やアンダーパス・地下道など、避難する際に必要な事項を記載した、「高潮ハザードマップ」の作成を行い、令和4年3月に原案が完成しました。

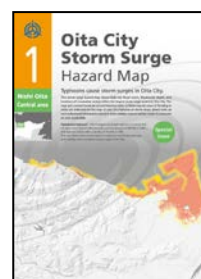
本ハザードマップは市内沿岸部を7つの図郭に分割し作成をしております。また、英語版を併せて作成しております。



高潮ハザードマップ



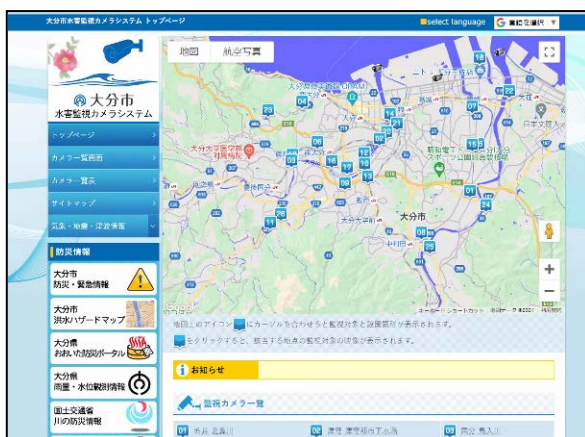
図郭割



英語版（表紙）

（13）水害時避難支援事業

市が管理する中小河川の氾濫危険箇所を基本とし、その他アンダーパス等浸水被害が発生する情報を的確に把握し、行政の迅速な防災活動を行い、市民の避難行動につなげるため、水害監視カメラや自主避難の目安となる量水標の設置を行いました。また、カメラ映像は市ホームページおよびYouTubeにて公開し、市民の早めの避難を促しています。



大分市水害監視カメラシステム



YouTube 公式チャンネル

4. 資料編

（１）大分市の管理する河川の状況

本市が「河川法」及び「大分市普通河川取締条例」に基づき告示している河川は、準用河川 17 本と普通河川 300 本で、その状況は P 70～P 74 のとおりとなっています。

* 準用河川：河川法の二級河川に関する規定が準用される河川

* 普通河川：河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川

■ 準用河川（河川法の二級河川に関する規定が準用される河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	告示年月日
1	旧寒田川	555.0	0.100	昭和 50 年 4 月 1 日
2	戸無瀬川	790.0	1.260	昭和 52 年 4 月 26 日
3	原川	720.0	1.220	昭和 52 年 4 月 26 日
4	金谷川	978.4	0.750	平成 22 年 5 月 12 日
5	光吉谷川	765.0	1.070	昭和 52 年 9 月 1 日
6	鴨園川	1,320.0	1.360	昭和 52 年 9 月 1 日
7	迫川	1,700.7	1.350	平成元年 7 月 11 日
8	中尾川	1,290.0	2.100	平成元年 7 月 11 日
9	下横瀬川	1,400.0	1.030	昭和 55 年 5 月 2 日
10	本田川	1,550.0	1.700	昭和 55 年 5 月 2 日
11	馬入川	713.0	1.600	平成元年 7 月 11 日
12	第一東川	350.0	1.220	平成元年 9 月 22 日
13	広内川	1,159.0	0.570	平成 2 年 8 月 28 日
14	畑分川	950.0	1.440	平成 3 年 10 月 8 日
15	東上野川	862.0	0.830	平成 5 年 4 月 7 日
16	長谷川	1,173.0	1.070	平成 5 年 4 月 7 日
17	大舞川	883.0	1.107	平成 17 年 1 月 1 日
合計		17,159.1	19.777	

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)
1	鳴川	1,548	1.89	41	宇曾谷川	814	2.69
2	第一田ノ浦川	776	0.57	42	宇曾谷川支川	745	0.41
3	第二田ノ浦川	1,309	0.50	43	荒平川	329	0.19
4	第三田ノ浦川	1,245	0.53	44	椎迫谷川	516	0.13
5	第三田ノ浦川支川	808	0.11	45	原川	50	0.97
6	第四田ノ浦川	638	0.81	46	高月川	272	0.42
7	第四田ノ浦川支川	476	0.46	47	せえるし川	948	0.50
8	下白木川	152	0.13	48	観音寺川	138	0.29
9	白木川	1,613	1.17	49	本田川	550	0.82
10	白木川支川	214	0.10	50	本田川支川	777	0.22
11	白木川第二支川	323	0.20	51	本田川第二支川	503	0.34
12	牛ヶ谷川	739	0.40	52	本田川第三支川	250	0.09
13	小谷川	390	0.14	53	東院川	1,112	1.50
14	南生石川	700	0.17	54	東院川支川	312	0.21
15	荒巻川	870	0.33	55	中島川	2,104	2.55
16	角子原川	1,231	0.32	56	中島川支川	636	0.95
17	上野稲田川	1,183	0.72	57	下中島川	563	0.35
18	野稲田川	1,048	0.38	58	尼ヶ瀬川	1,912	0.79
19	唐隅川	1,659	0.74	59	尼ヶ瀬川支川	239	0.27
20	大山川	894	0.36	60	井手ノ上川	1,812	0.94
21	上坂本川	1,091	0.49	61	深河内川	984	0.45
22	坂本川	1,077	0.46	62	深河内川支川	310	0.12
23	坂本川支川	383	0.11	63	小野鶴川	1,575	1.30
24	殿川	1,152	0.58	64	津守川	2,243	1.91
25	牧川	1,630	0.52	65	碓山川	1,682	1.16
26	牧川支川	408	0.06	66	米良谷川	958	0.31
27	池ノ平川	818	0.47	67	鴨園川	450	0.26
28	今堤川	1,461	1.18	68	中尾川	360	2.10
29	今堤川支川	478	0.35	69	中尾川支川	1,125	0.90
30	上志村川	632	0.50	70	日暮川	1,293	0.63
31	志村川	488	0.33	71	上久所川	2,126	1.12
32	上ノ原川	1,233	0.97	72	馬場川	935	0.37
33	江川	1,495	0.95	73	鬼塚川	528	0.16
34	江川支川	813	0.28	74	由ヶ迫川	328	0.24
35	塩田川	326	0.20	75	畑分川	2,382	1.44
36	東上野川	1,720	0.83	76	保理木川	873	1.02
37	猿喰川	1,990	1.27	77	保理木川支川	1,363	0.28
38	西八丸川	693	0.32	78	保理木川第二支川	345	0.14
39	東八丸川	772	0.34	79	鬼崎川	3,426	2.88
40	奈良原川	293	0.07	80	飛塚川	2,847	1.39

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)
81	平横瀬川	324	1.16	121	蕨野谷川	1,120	0.42
82	馬入川	766	1.03	122	旦那原川	2,058	1.11
83	上小野鶴川	576	1.13	123	敷戸川支川	1,365	0.27
84	東芳河原	740	0.26	124	一の瀬川	575	0.54
85	米良東谷川	633	0.15	125	西芳河原川	504	0.28
86	米良下谷川	205	0.17	126	貝ヶ迫川	605	0.43
87	米良上谷川	414	0.27	127	一ツ橋谷川	575	0.20
88	水ヶ谷川	880	0.30	128	西谷川	797	1.16
89	七曲谷川	350	0.27	129	丹生川	684	0.88
90	清水川	813	0.94	130	丹生川支川	388	0.25
91	大谷川支川	242	0.15	131	園田川	6,403	6.71
92	南谷川	630	0.20	132	赤仁田川	1,245	0.58
93	浄土寺川	475	0.42	133	ゴゼ原谷川	330	0.29
94	延命寺川	583	0.24	134	田尾谷川	633	0.24
95	奥原川	3,154	1.32	135	内植田川	832	0.88
96	奥原川支川	288	0.12	136	辺甫羅谷川	830	0.28
97	佐野川	1,058	1.92	137	明神谷川	1,563	0.42
98	久土川	2,380	1.10	138	露谷川	1,843	0.57
99	屋山川	2,530	1.39	139	寒田川	4,621	3.96
100	炭屋川	928	0.96	140	上石川	1,018	0.60
101	炭屋川支川	553	0.43	141	高尾平谷川	505	0.20
102	水ヶ下川	1,663	1.35	142	大田第一谷川	950	0.03
103	隋光谷川	890	0.26	143	大田第二谷川	233	0.08
104	水ヶ下川支川	496	0.32	144	船ヶ迫谷川	438	0.19
105	轟川	1,133	1.12	145	中切谷川	563	0.37
106	轟川支川	515	0.24	146	西寒多川	818	0.33
107	尾田川	1,789	1.41	147	敷戸川	721	0.38
108	大河内川	744	0.33	148	高江川	2,000	1.05
109	大河内川支川	285	0.16	149	笹ヶ迫谷川	405	0.18
110	川下川	298	0.12	150	高江川支川	1,418	0.75
111	尾田川支川	241	0.23	151	長迫谷川	1,658	0.27
112	尾田川第二支川	353	0.18	152	長山川	1,898	0.50
113	上横瀬川	213	1.11	153	戸無瀬川	290	0.43
114	横瀬川支川	450	0.26	154	岩ノ下川	403	0.08
115	横瀬川	373	0.87	155	第一東川	1,650	1.21
116	岡谷川	1,396	0.91	156	片野川	631	0.26
117	高瀬川	762	0.31	157	深迫川	1,720	0.90
118	田尻谷川	1,637	0.46	158	深迫川支川	848	0.25
119	田尻川	1,459	1.22	159	尾津留川	1,140	0.79
120	流田谷川	405	0.35	160	宮谷川支川	558	0.15

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)
161	判田川	3,562	3.28	201	上利光川	315	0.14
162	瀬戸谷川	1,123	0.58	202	池田川	1,403	0.52
163	柳ヶ迫谷川	240	0.04	203	馬ヶ川	2,345	1.59
164	安田谷川	720	0.28	204	馬ヶ川支川	1,146	0.36
165	前谷川	575	0.33	205	河原内川	5,101	1.63
166	明り谷川	213	0.20	206	黒岩川	1,253	1.65
167	立小野川	2,686	1.77	207	黒岩川支川	1,450	0.52
168	板山川	348	0.09	208	黒岩川第二支川	520	0.15
169	川内川	458	0.21	209	黒岩川第三支川	593	0.27
170	立小野川支川	2,868	1.52	210	岡鶴谷川	470	0.50
171	山田川	1,010	0.47	211	田代谷川	325	0.14
172	中の原川	508	0.46	212	小中尾川	1,545	1.86
173	宮ノ原川	275	0.16	213	木工代川	1,685	1.05
174	下冬田川	209	0.18	214	平原川	2,830	2.96
175	和田川	2,449	1.25	215	平原川支川	1,398	0.97
176	前迫川	888	0.27	216	檜原川	1,395	0.48
177	平野川	651	0.15	217	岩下谷川	1,300	0.66
178	湯の谷川	914	0.27	218	中無礼川	426	0.09
179	戸次谷川	3,813	3.29	219	吉河原内川	3,475	2.16
180	無田川	1,239	0.58	220	的場川	654	0.21
181	無田川支川	353	0.28	221	上的場川	1,487	0.56
182	仁田原川	2,743	1.82	222	下的場川	1,133	0.49
183	佐柳川	2,362	1.53	223	吉間川	545	0.12
184	佐柳川支川	825	0.22	224	中原川	400	0.09
185	大内谷川	795	0.28	225	高城川	705	0.27
186	大内川	1,403	1.69	226	岩上川	1,389	0.70
187	大内谷川支川	940	0.65	227	花香川	1,350	0.44
188	長谷川	1,895	1.00	228	小筒井川支川	601	0.81
189	内浦川支川	588	0.08	229	桑津留川	615	0.37
190	内浦川	551	0.74	230	穴井迫川	2,048	1.86
191	木ノ下谷川	938	0.39	231	杉原川	945	0.53
192	上冬田川	196	0.13	232	大丸川	3,158	2.18
193	冬田川	1,188	0.68	233	大丸川支川	1,164	0.49
194	末広川支川	1,098	2.04	234	宮尾川	3,471	1.22
195	末広川第二支	1,670	0.96	235	蕨野川	1,380	1.68
196	玉泉寺川	1,260	0.60	236	吉野川	1,791	0.64
197	藤助川	1,445	0.71	237	花鶴川	2,359	2.22
198	藤助川支川	660	0.21	238	伊与床川	1,450	0.59
199	脇津留川	936	0.74	239	奥谷川	548	0.10
200	王惣川	698	0.33	240	上花香川	885	0.29

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)	番号	河川名	延長 (m)	流域面積 (k m ²)
241	船渡川	1,798	0.96	281	摺川	3,360	3.89
242	下堤川	1,259	0.26	282	杵ヶ原川	4,200	7.89
243	下影ノ木川	569	0.25	283	小原川	1,818	1.16
244	影ノ木川	1,546	0.82	284	高沢川	2,512	2.19
245	西安位川	1,734	1.20	285	高沢川支川	824	0.72
246	東安位川	1,603	1.08	286	小川野川	1,830	1.76
247	東安位川支川	383	0.32	287	荒木川	905	1.99
248	初田川	3,195	3.48	288	石合川	882	1.12
249	屋形川	2,659	1.68	289	尾原川	994	2.27
250	志津留川	2,232	1.43	290	西大平川	500	
251	志津留川支川	539	0.30	291	大平川	600	
252	稲積川	2,816	2.81	292	古幸川	300	
253	萱場谷川	710	0.42	293	辛幸川	600	
254	仁田平谷川	975	0.47	294	古宮川	1,400	
255	仁田平谷川支川	340	0.24	295	福水川	700	
256	蒲ヶ谷川	363	0.20	296	小黒川	350	
257	上川原川	1,637	1.09	297	白木川	700	
258	金井戸川	485	0.81	298	高崎山排水路	280	1.28
259	下川原川	678	0.37	299	桑本川	197	0.19
260	尾首谷川	755	0.26	300	大谷川	1,620	1.65
261	吉野山川	328	0.49				
262	中ノ内谷川	600	0.34				
263	第二東川	750	0.14				
264	鶴瀬第一排水路	1,476	0.62				
265	鶴瀬第二排水路	575	0.14				
266	備後排水路	2,168	1.38				
267	尾崎排水路	485	0.34				
268	安友川	920	2.18				
269	廻栖川	324	0.88				
270	入蔵川	1,996	1.69				
271	入蔵川支川	810	0.83				
272	舟平川	804	0.98				
273	太田川	5,778	8.84				
274	矢貫川	2,773	2.71				
275	吉熊川	728	6.82				
276	朝海川	2,390	7.95				
277	裏谷川	5,074	7.51				
278	裏谷川支川	2,342	1.51				
279	梨原川	2,816	5.72				
280	栗林川	3,148	2.11		合計	349,423	

（２）大分市の管理する都市下水路の状況

本市が「下水道法」に基づき告示している都市下水路は6本で、その状況はつぎのとおりとなっています。

■ **都市下水路**（雨水による市街化の浸水を防ぐため、公共下水道の整備に先立って整備された水路）

番号	名 称	延 長 (m)	幅 員 (m)	集水区域 (ha)	告示年月日
1	萩原[都市]下水路	3,200	11.15 ~ 20.69	444	S40.8.24
2	久原都市下水路	1,153	1.4 ~ 2.7	46	S62.7.6
3	里都市下水路	560	1.2 ~ 2.0	35	S48.7.14
4	津守都市下水路	1,770	2.2 ~ 4.2	275	S56.7.1
5	皆春1号都市下水路	551	1.2 ~ 4.3	18	S60.12.10
6	坂ノ市都市下水路	890	1.2 ~ 2.1	31	S63.11.15
	合 計	8,124		849	